

「先進的文化芸術創造活用拠点形成事業」等の実施事業事例集作成等業務企画案選定に係る審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、原則として、各評価項目の得点合計が最も高い者を採択案件に決定する。ただし、個別評価項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度、必要な審査を行い決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁が設置する「先進的文化芸術創造活用拠点形成事業」等の実施事業事例集作成等業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類及びプレゼンテーションによる選考を実施する。なお、必要に応じて、合議による審査委員会を開催することがある。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は、下記の各項目について次の評価基準によって評価し、審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計点を算出し、これを平均したものを当該提案者の得点とする。

1. 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っており、業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 地方公共団体等が主体となる文化芸術活動に関する調査分析、事例集の作成を行った実績があり、事業を実施するために必要と考えられる、専門的知見、スキル及びノウハウ等を有していること。
- ③ 業務を確実に遂行できるだけの経営基盤を有していること。

2. 事業内容に関する評価

- ① 提案内容が本事業の趣旨・目的と合致していること。
- ② 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ③ 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ④ 提案の内容から、具体的な実施手法や内容が明確に示されており、高い成果を得られることが期待できること。
- ⑤ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。
- ⑥ 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。
- ⑦ 事業の成果が、今後、「文化芸術創造拠点形成事業」の目的の達成のために、活用されることが期待できる内容であること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

[評価基準]

1 「1. 事業実施主体に関する評価」及び「2. 事業内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

S：大変優れている＝10点 A：優れている＝8点 B：普通＝5点

C：やや劣っている＝2点 D：劣っている＝0点

2 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点

・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点

・認定段階3＝4点

・プラチナえるぼし認定＝5点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

・プラチナくるみん認定＝3点

・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改定後の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝2.5点

・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改定前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝2点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝3点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

IV 委託先の決定

原則として各評価項目の得点合計が最も高いものを採択案件に決定する。ただし、企画

案の内容により複数者採択することが望ましい場合や、個別評価項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度必要な審査を行い決定する。

V 企画内容等の変更

採択決定後、企画内容等については、各委員の意見を適宜企画提案者に伝え、改善を依頼することがある。